

トピック1 すなぎんひろば②の公園整備の検討

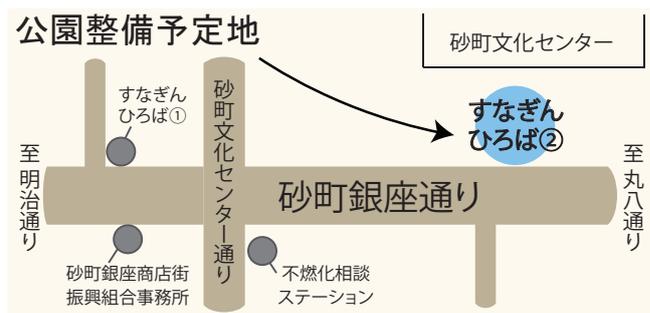
すなぎんひろば②は令和5年度からUR都市機構が地域の方々に広場として提供し、賑わい促進や休憩の場として活用されてきました。現在、江東区では、すなぎんひろば②を令和7年度にUR都市機構から取得し、令和8年度以降、砂町文化センターに通抜けができる公園として整備することを検討しています。

北砂三・四・五丁目地区まちづくり協議会を主催として開催された「砂町銀座商店街まちなみ将来イメージ検討会※」では、公園での過ごし方に関する意見聴取を実施し、「ちょっと休憩したい」、「子どもたちと遊びたい」といった回答を多くいただきました。

こうした地域の意見を踏まえつつ、公園の設えや管理の方法について整理、検討していきます。

開催概要

- 日時 :10月25日(土)11:00~16:00
(雨天により14:00に中止)
- 場所 :すなぎんひろば②
- 内容 :公園の過ごし方に関する意見聴取
- その他:芝浦工業大学地域デザイン研究室にて
 - ・類似商店街の分析パネルの展示
 - ・景観イメージの検討パネルの展示等を実施



すなぎんひろば②のこれまでの取り組み

令和5年度



住民による
空地活用お試し実施

令和6年度



砂町文化センターへの
通り抜け社会実験

令和7年度



公園の過ごし方に関する
意見聴取の実施

※まちなみ将来イメージ検討会の詳細については、年度末に発行予定の「まちづくりニュース32号」にてご確認ください。

トピック2 無電柱化実現に向けたアンケートの実施

江東区では、令和2年に「江東区無電柱化推進計画」を策定し、北砂三・四・五丁目地区において、砂町銀座通りおよび砂町文化センター通り(大師通り)を優先整備路線に位置付けました。中期的な視点で無電柱化を整備することが望ましい路線を「計画路線」、優先的かつ短期的に無電柱化を実施することが望ましい路線を「優先整備路線」として選定しています。計画策定を受けて、北砂三・四・五丁目地区まちづくり協議会では、令和2年から無電柱化勉強会を実施するなど、無電柱化に向けた取り組みを続けてまいりました。



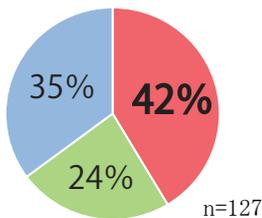
今年度は、無電柱化の具体的検討に向けて、上記優先整備路線沿道の土地・建物権利者・管理者等の意向を把握するためのアンケート調査を実施しましたので、その結果を下記の通りご報告いたします。アンケートの結果を受けて、今後はまちづくり協議会にて実現に向けた具体的な方策を検討していきます。

■ アンケート調査結果 速報値(11月時点) ※回答数等について整理中

- 回答期間:10月6日(月)~10月24日(金) ○回答率
- 対象者 :砂町銀座通りおよび 配布数 :376件
- 砂町文化センター通り沿道の 回答者数 :127件 回答率:33.8%
- 土地・建物権利者・管理者
- ※集合住宅については、一部、管理組合より代表としてご回答をいただいております。

質問1 江東区無電柱化推進計画について

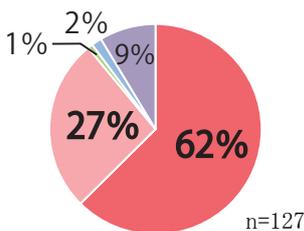
江東区で無電柱化推進計画が策定され、砂町銀座通りおよび砂町文化センター通りが優先整備路線に指定されたことをご存じですか。また、北砂三・四・五丁目地区まちづくり協議会で、無電柱化推進に向けた取り組みが行われていることをご存じですか。



- ・どちらも知っている。
- ・まちづくり協議会での取り組みは知らない。
- ・どちらも知らない。

質問2 無電柱化の推進について

砂町銀座通りおよび砂町文化センター通りにおける無電柱化推進についてどう思いますか。



- ・積極的に進めるべき。
- ・進めなくてよい。
- ・どちらかといえば進めるべき。
- ・わからない。
- ・どちらかといえば進めなくてよい。

○自由記述欄よりいただいたご意見(抜粋)

- ・地上機器は幅があるため、商店街に設置できるのか疑問がある。
- ・工事による商店街の停止が困る。

等

無電柱化推進の目的・得られる効果

防災

電柱が無くなることで、災害時における緊急車両の通行が円滑になり、復旧活動を迅速に行うことが可能となります。

安全

電柱が無くなることで道路空間が確保され、歩行者が安全で快適に通行することが可能となります。

景観

視線を遮る電柱や電線類が撤去されることで、開放的で美しい街並みを創出することが可能となります。

無電柱化推進の課題

期間

無電柱化の一般的な方式である電線共同溝方式では、設計・手続きから舗装復旧工事完了までに、標準的な工程で約7年の期間が必要となります。

地上機器

歩道幅員が2.5m未満、または歩道が設置されていない道路では、道路用地への地上機器の設置が困難です。

工事

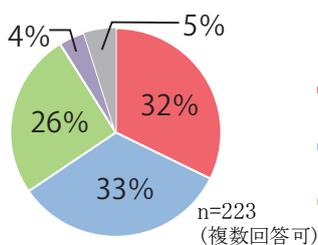
工事の際に発生する騒音や振動、道路交通規制等で、商店街沿道店舗の営業に影響が生じます。

○回答者の年代

29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
0.0%	4.0%	8.7%	16.7%	22.2%	48.4%

質問3 無電柱化の実現で期待すること

無電柱化が実現することで、一番期待することは何ですか。※複数回答可



- ・災害に強いまちになる。(防災面)
- ・安全で快適に通行することができる。(安全面)
- ・景観の向上が図れる。(景観面)
- ・わからない。
- ・その他

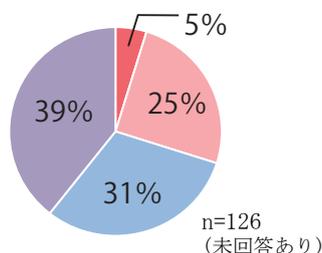
○自由記述欄よりいただいたご意見(抜粋)

- ・電柱により車庫入れができない場所が解消されること。
- ・狭い道路の通行がしやすく安全になる。
- ・景観が良くなり、道が広くなること。

等

質問4 無電柱化推進に関する地元組織への参加について

無電柱化を推進するにあたって、区と地域の方が一緒に取組んでいくため、地元組織にて検討を行おうと考えています。地元組織への参加を希望しますか。



- ・参加したい。
- ・内容によっては参加したい。
- ・参加したくない。
- ・わからない。

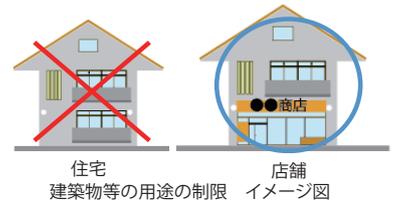
トピック3 地区計画変更に係る取り組み

■ 地区計画変更に係る説明会の開催

都市計画手続きに進む前に皆様の地区計画変更に関する理解を深め、ご意見をいただくことを目的として、地区計画変更に係る説明会を6月17日（火）、21日（土）に砂町文化センターにて開催しました。説明会では、地区計画の目的や過年度の調査概要、変更の内容について説明しました。変更内容の詳細やこれまでの取り組みは江東区HPをご参照ください。

○ 地区計画変更の内容

- ・建築物等の用途の制限
(目的) 将来に渡り、商店街の賑わいや店舗の連続性を確保する
⇒住宅等※の用途の建築物(1階のみ)を制限する。
※住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿、
これらに付随する自動車車庫、及び倉庫業を営む倉庫



- ・街並み誘導型地区計画
(目的) 防災性の向上と良好な街並みを形成する
⇒街並み誘導型地区計画※を導入することで、
災害時の通行空間を確保し、高さや壁面が揃った街並みを形成する



街並み誘導型地区計画導入後の街並み イメージ図

※壁面位置の制限や工作物の設置の制限等を行い、併せて道路斜線制限の緩和と前面道路幅員による容積率制限の緩和を行うことで災害時の通行空間を確保し、高さや壁面が揃った街並みを形成する。

○ 説明会でいただいたご意見(抜粋)

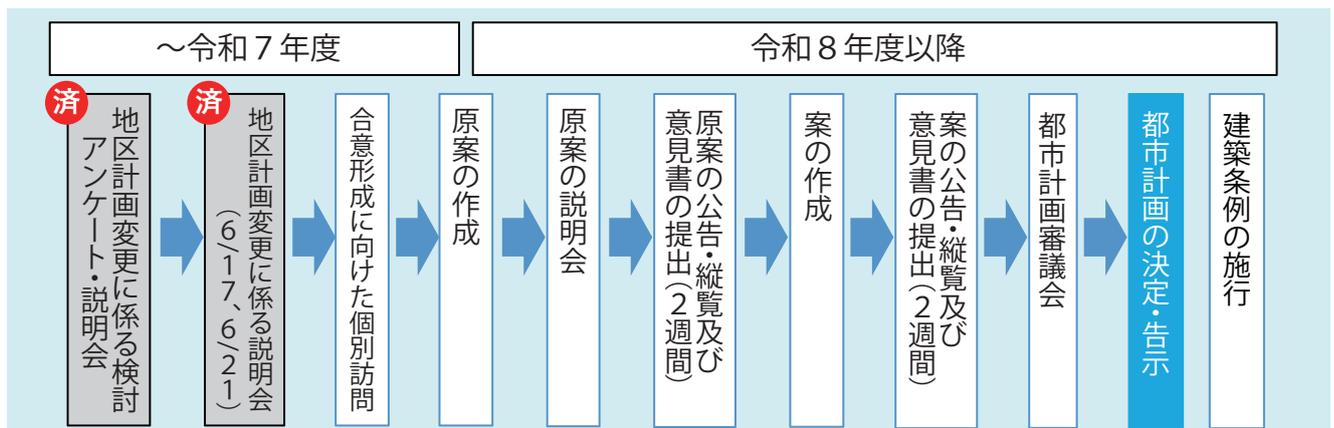
- ・江東区として、地区計画に加えて砂町銀座商店街をどのようにしていきたいのか考えてほしい。
- ・商店街の活性化等、ソフト面の整備についても考えてほしい。 等



↑江東区HPはこちら

■ 今後の流れ(予定)

地区計画の取り組みとして、令和7年度までは、地区計画変更に係る検討としてアンケートや説明会を実施し、現在は地区計画策定に向けて更なる合意形成を目的とした個別訪問を行っております。令和8年度以降は都市計画法に基づいた地区計画策定に向けた手続きに進む予定です。



このお知らせに関する問い合わせ先

江東区 都市整備部 安全都市づくり課 不燃化推進係

〒135-8383 江東区東陽四丁目11番28号

E-mail : hunenka@city.koto.lg.jp/TEL : 03-3647-9491 (直通)

FAX : 03-3647-9009